令和８年第１０回京田辺市教育委員会定例会会議録

日　時　　令和８年１０月９日（金）午前１１時　開会
午前１１時２５分　閉会

場　所　　京田辺市役所３階３０５会議室

会議日程

日程第１	教育行政報告	
日程第２	報告第１８号	令和９年度京田辺市立幼稚園・こども園（幼稚園枠）の募集結果について
日程第３	議案第４５号	京田辺市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について

出席者

教育長	山岡　　弘高
委員（教育長職務代理者）	藤井　　直
委員	上村　　真代
委員	伊東　　明子
委員	塘　　利枝子

（事務局出席職員）

教育部長	古谷　　隆之
教育指導監	芹澤　　雄一
教育部副部長	栗山　　志津代
教育総務室担当課長	平岡　　孝章
こども・学校サポート室総括指導主事	南部　　智彦
こども・学校サポート室統括主幹	本田　　扶佐子
学校教育課長	村山　　茂
学校給食課長	小畑　　裕子
社会教育課長	早田　　陽輔
社会教育課担当課長	七五三　和広
こども未来部長	河本　佐和子
こども未来部副部長	田原　　暁
保育幼稚園課長	藤田　　大典

（事務局書記職員等）

教育総務室総務係長	志場　　吉洋
教育総務室企画係長	濱本　　武志
教育総務室再任用主査	鈴木　　勝浩
教育総務室総務係主任	井波　　公香

会議の要旨

〇開会宣言

教育長が開会の宣言をした。

〇日程第１　　教育行政報告

［報　告］

前回の会議以降の教育行政関係行事について資料配付により報告。

［質　疑］

（塘委員）

議会報告資料のＰ．９～１１の安全確保について、外国籍の児童、生徒もいると思うが、このマニュアルの内容を当該児童、生徒の保護者は理解しているのか。保護者の母語でお知らせする等、対策はしているのか。

（事務局）

保護者にはホームページやさくら連絡網で通知しているところだが、母語に翻訳し直したものまでは作成していない。

（塘委員）

最近はＷＥＢサイト等で簡単に翻訳機能を使用することもできる。検討いただきたい。

（事務局）

全言語ではないが、さくら連絡網が外国語対応機能を持っている。また、通知後に保護者が困るようなことがあれば、保護者と在籍学校のやりとりの中で、この通知を母語に訳してほしいといった要望に対応することも可能である。

〇日程第２　　報告第１８号「令和９年度京田辺市立幼稚園・こども園（幼稚園枠）の募集結果について」

［説　明］

（事務局）

資料に基づいて説明

［質　疑］
（藤井委員）
近年の私立こども園への広がりはどうか。公立から私立へと流れていくような傾向や特徴はあるか。
（事務局）
具体的な数は把握していないが、近隣の枚方市、八幡市の私立園に定員の空きがあるようで、通園バスを京田辺市内全域に走らせていることもあり、そちらに京田辺市内のこどもが一定数流れている傾向はある。各園の教育方針等を保護者が理解した上で入園を決定されているため、他市の園を選択されることを特に否定するものではないが、結果として本市公立園の応募者が減少している現状はある。

○日程第３　　議案第４５号「京田辺市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について」

［説　明］
（事務局）
資料に基づいて説明

［質　疑］
（藤井委員）
議案に対する直接的な質問ではないが、「障がい」の「がい」の字をひらがなで表記することについては、平成２０年代に障がい者制度改革推進会議で議論されたが、その時に結論が出なかった。その後、国、都道府県の条例、規則では従来どおりの「害」の漢字が使われているが、一部の市町村ではひらがな表記である。他の条例、規則は漢字で、もう一方はひらがなであるこの傾向をどう考えるか。
（事務局）
全ての例規を本市教育委員会事務局で確認したわけではないが、本要綱を制定する際に、市長部局の条例、規則を所管する総務室ともこの内容は協議した。結果、ひらがな表記をすることが望ましいとの結論に至った。「子ども」と「こども」の表記についても同様であり、今後事務局内で研究していきたい。
（上村委員）
通常学級に在籍する児童、生徒の障がいの程度は何で測るのか。障害者手帳何級といった基準があるのか。知的障害と呼ばれるものについては、何か検査等を行った上で判定しているのか。

（事務局）
障がいの程度については、資料Ｐ．７に記載のとおりである。具体的には、障害者手帳等を所持している方がこれに該当すると考える。
また、この第２２条の３に記載されている程度については、特別支援学校に入学されることが適していると判断されるような程度であるため、障がいの程度としては比較的重いものであると捉えている。
（上村委員）
視覚、聴覚、肢体等の不自由等については基準が明確であるが、通常学級に在籍する児童、生徒の知的発達の遅滞はどのように判定し、この要綱の支給要件に該当するかしないかを判断するのか。
（事務局）
判断が非常に難しい部分である。しかし、この支給基準に該当するかしないかを判断する程度の障がいであれば、その前に特別支援学級に入級するかどうかも含めて保護者と話す必要があると考える。
この第２２条の３に該当するかどうかの最終決定については、原則学校長が行うこととなるが、学校長だけではなく、教育委員会事務局のこども・学校サポート室指導主事も含めて協議しながら進めていきたい。
（塘委員）
知的障害については、障害者手帳が出るか出ないかは別として、恐らく発達検査を受けてその判定により支給が判断されるものだと思われる。
別件で質問するが、障がい自体は軽いが、自閉症、ＬＤ、ＡＤＨＤ等の児童、生徒は通常学級にも一定数いると思われるが、要件には該当しないということで良いのか。
（事務局）
基本的には、第２２条の３に該当する児童、生徒が支給対象となる。そういった特性がありながら普通学級に通う児童、生徒の中で、特にその症状が重い状況であれば、特別支援学級への入級を含めて話していくことになると考える。つまり、お示しされた例は対象外となる。

［採　決］
原案どおり可決された。

〇閉会宣言
教育長が閉会の宣言をした。